



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年8月28日金曜日 第135号

## ◇ 目 次 ◇

知事指定薬物の指定.....	(薬務衛生課) ...	659
地方卸売市場の認定.....	(ブランド戦略課) ...	659
同意の成立(特定養殖共済).....	(漁政課) ...	659
公共測量の実施の通知.....	(道路維持課) ...	660
建設業者の許可の取消し.....	(東予地方局管理課) ...	660
道路の区域変更(県道今治丹原線).....	(東予地方局今治土木事務所) ...	660
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	(中予地方局地域福祉課) ...	660
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧(5件).....	(中予地方局農村整備第一課) ...	660
指定道路の指定.....	(中予地方局建築指導課) ...	661

## 公 告

毒物劇物取扱者試験の合格者.....	(薬務衛生課) ...	661
技能検定の合格者.....	(労政雇用課) ...	662

## 告 示

### ○愛媛県告示第970号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

令和2年8月28日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 薬物の名称

- (1) 4-メチル-1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類
- (2) N-{1-[2-(フラン-2-イル)エチル]ピペリジン-4-イル}-N-フェニルプロパンアミド及びその塩類

- (3) 2-(2,5-ジメトキシ-4-メチルフェニル)-2-メトキシエタンアミン及びその塩類
- (4) N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]-2-メチルプロパンアミド及びその塩類
- (5) [1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-イル](4-メトキシナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類
- (6) 前各号に掲げる物を含有する物

#### 2 指定の理由

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例第2条第7号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

#### 3 効力発生の日

令和2年8月29日

### ○愛媛県告示第971号

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第13条第1項の規定により、次のとおり地方卸売市場として認定した。

令和2年8月28日

愛媛県知事 中村時広

認定年月日	開設者		地方卸売市場		
	名称	住所	名称	位置	取扱品目
令和2年7月30日	伊予三島中央青果株式会社	四国中央市中之庄町1664番地	伊予三島中央青果株式会社地方卸売市場	四国中央市中之庄町1664番地	青果物 き

### ○愛媛県告示第972号

次の加入区の特定養殖漁業者の同意は漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年8月28日

愛媛県知事 中村時広

のり等養殖業(のり養殖業)

#### 加入区

三島加入区

津倉加入区

弓削加入区

○愛媛県告示第973号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年8月28日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和2年8月20日から  
令和3年2月26日まで
- 3 作業地域 国道11号 新居浜市上泉町、外山町、東田二丁目、  
国領一丁目、船木  
国道11号バイパス 西条市下島山地区

○愛媛県告示第974号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和2年8月28日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-30)第18248号	平成31年3月12日	佐々木工業	佐々木 章	今治市波止浜162-17	令和2年7月10日	管工事業	建設業の廃業
(般-29)第12773号	平成29年8月17日	(有)新生産業	砂橋 鐵司	西条市大町377-4	令和2年7月20日	塗装工事業	建設業の廃業
(般-1)第18344号	令和元年9月4日	テックチバ(株)	浅海 和郎	今治市片山1-6-25	令和2年7月22日	建具工事業	建設業の廃業
(般-27)第10027号	平成27年12月23日	大光電気工事	羽藤 繁雄	今治市新谷甲1849-43	令和2年7月30日	電気工事業	建設業の廃業

○愛媛県告示第975号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年8月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	今治丹原線	今治市朝倉下甲293番5地先から 同市朝倉下甲426番3まで	旧	メートル 4.80~15.20	キロメートル 0.402	
		今治市朝倉下甲489番3地先から 同市朝倉下甲472番まで	新	14.10~18.80	0.402	

○愛媛県告示第976号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和2年8月28日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指定期日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3813510298	特定非営利活動法人まこと	愛媛県松山市此花町5番32号	鈴木 公 生	就労継続支援B型	まこと（松前事業所）	愛媛県伊予郡松前町西高柳246番地4	令和2年8月1日

○愛媛県告示第977号

松山市水泥町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和2年8月28日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 松山市水泥町土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
  - (2) 松山市水泥町土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間  
令和2年8月31日から9月29日まで
- 3 縦覧場所

松山市役所本庁

○愛媛県告示第978号

松山市西長戸町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和2年8月28日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 松山市西長戸町土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
  - (2) 松山市西長戸町土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
 

令和2年8月31日から9月29日まで
- 3 縦覧場所
 

松山市役所本庁

○愛媛県告示第979号

松山市梅本地区土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和2年8月28日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 松山市梅本地区土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
  - (2) 松山市梅本地区土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
 

令和2年8月31日から9月29日まで
- 3 縦覧場所
 

松山市役所本庁

○愛媛県告示第980号

北条市北条土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和2年8月28日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 北条市北条土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
  - (2) 北条市北条土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
 

令和2年8月31日から9月29日まで
- 3 縦覧場所
 

松山市役所本庁

○愛媛県告示第981号

松山市余戸土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和2年8月28日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 松山市余戸土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
  - (2) 松山市余戸土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
 

令和2年8月31日から9月29日まで
- 3 縦覧場所
 

松山市役所本庁

○愛媛県告示第982号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和2年8月28日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

- 1 指定道路の種類
 

建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
 

令和2年8月19日
- 3 指定道路の位置
 

伊予郡砥部町上原町57番の一部、58番の一部、62番の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 24.30メートル
  - (2) 幅員 4.00メートル

公 告

○公 告

毒物劇物取扱者試験の合格者について

令和2年8月5日に実施した毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

令和2年8月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

一般

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
10001	10002	10005	10011
10021	10022	10023	10025
10026	10027	10029	10033
10037	10038	10042	10046
10051	10055	10069	10076
10077	10079	10081	

農業用品目

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
20001	20005	20019	20059
20064	20084	20088	20094

20095	20096	20104	20112
20145	20149	20150	20153

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき令和2年6月8日から8月9日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

令和2年8月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

機械加工（普通旋盤作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
D 1	D 2	D 3	D 4	D 5

左官（左官作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
D 1	D 2